

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件	一八二
○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件	一八三
○林業種苗法により生産事業者の登録が失効した件	一八三
公 告	
○県条例等に基づき災害等により期限を延長する件	一八三
○土地改良区の役員が就任した旨届出があつた件	一八三
○落札者を決定した件三件	一八四
福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会	
○政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となつた件	一八五

告 示

福島県告示第二百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和四年四月十五日から同年八月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン桑野 福島県郡山市桑野四丁目三番四ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名

称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 有限会社かねと
代表者の氏名 代表取締役 国分 学
住所 福島県郡山市西ノ内二丁目二〇番二一号
大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
住所 福島県郡山市谷島町五番四二二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和四年十一月二十五日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四千四百四十八平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
収容台数 百六十九台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
収容台数 百二十七台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
面積 七十平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
容量 十四立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一）開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十一時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十一時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数 四箇所
（二）位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 七 届出年月日
令和四年三月二十四日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年四月十五日から同年八月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
令和四年四月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン谷川瀬 福島県いわき市平谷川瀬三丁目二番地一〇ほか
- 二 変更しようとする事項
駐輪場の位置及び収容台数

- (変更前) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 百六十台
- (変更後) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 八十台

- 三 変更しようとする年月日
令和四年十二月二日
- 四 届出年月日
令和四年四月一日
- 五 届出をした者
株式会社ヨークベニマル

〔別紙図面〕は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百九十号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定により、効力を失った生産事業者の登録は、次のとおりである。
令和四年四月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容	事業所の所在地	失効年月日
	種	穂			
福島県四	猪俣忠兵衛	幼苗の育	南会津郡南会津	令和四年三月	

六八	南会津郡南会津町滝原 津町滝原字若林七九〇	成、幼苗以外の苗木の育成、採取	町滝原	二九日
福島県五二二	渡部正司 南会津郡南会津町片貝字宇和田三〇三	幼苗の育	南会津郡南会津町片貝	令和四年三月二九日

(森林整備課)

公 告

公告第九十一号

福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号。以下「条例」という。)第十条の二及び福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)第八条の二第一項の規定に基づき、条例第七十一条の十八第一項第二号から第十二号までに掲げる自動車に係る自動車税の種別割の減免(証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては、その税額を納付することとされている際に申請するものを除く。)に係る申請(その期限が令和四年四月一日から同年六月二十九日までの間に到来するものに限る。)については、その期限を同月三十日まで延長した。
令和四年四月十五日

福島県知事 内堀 雅雄
(税務課)

公告第九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
令和四年四月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
高郷土地改良区
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 須藤 秀泰 喜多方市高郷町峯字漆窪乙四一九番地

(農村計画課)

公告第93号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年4月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
C N C 工作機・ロボット自動化モニターシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
永崎機工株式会社 福島県郡山市七ツ池町16番14号
- 5 落札金額
46,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年2月8日

（入札用度課）

公告第94号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年4月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
視界再現装置付レーダ・ARPAシミュレータ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社マリックス 東京都港区西新橋3丁目24番10号
- 5 落札金額
67,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年2月4日

（入札用度課）

公告第95号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年4月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県全戸配布広報誌 予定数量 4,128,000部
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日

- 令和4年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
- 5 落札金額
1部当たり7.55円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年2月8日

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、次の政治団体は、令和四年四月一日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体となった。
令和四年四月十五日

その他の政治団体

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
いわきの未来を考える会	吉田 実貴 人	波立 芳美	いわき市平字愛谷町二一一二
おのぎ正英後援会	小野木 正 英	小野木 正 則	喜多方市字軽壇四九
亀岡義尚連合後援会	林王 喜久 男	佐藤 長夫	伊達郡桑折町伊達崎字中前敷五一一
菅野與志昭後援会	菅野 與志 昭	菅野 與志 昭	伊達市箱崎字沼頭二一
菊地洋一後援会	菊地 洋一	佐藤 隆利	南相馬市原町区泉字寺家前二六二
元気な声が聞こえる町づくり会	鈴木 征	鈴木 征	南会津郡只見町大字只見字上町五四三―六
小室信一後援会	大越 澄夫	小室 精吉	西白河郡中島村大字滑津字代畑八七
斉藤のぼる後援会	遠藤 隆	古川 和子	郡山市緑ヶ丘東一―〇―九

渡辺ひろゆき後援会	吉田みきと後援会	目黒かつひろ後援会	みぞぐち民子後援会	古市泰久の世話人会	双葉未来志士会	福島交通政策研究会	日本母親連盟福島支部	立谷耕一後援会	さはら真紀とかげはしの会	「佐藤 孝」後援会	さくま安裕後援会
佐藤 茂	人 吉田 実貴	目黒 克博	渡辺 藤一	青戸 幸弘	山根 辰洋	郎 村上 伸一	秦 勇	荒 孝夫	佐原 真紀	佐藤 孝	裕 佐久間 安
半沢 紘	波立 芳美	目黒 哲夫	佐藤 光義	柏 武夫	子 山根 光保	中野 公明	子 野内 真由	佐藤 健二	佐原 真紀	秦 研治	鈴木 義一
いわき市内郷小島町花輪一六―一	いわき市平愛谷町二―一―二	河沼郡会津坂下町大字宮古字中西六六	○ いわき市常磐湯本町三函二八	東白川郡棚倉町大字八槻字大宮一四〇	一 いわき市勿来町酒井内田九一	福島市東浜町六一―五八	大沼郡三島町大石田五四三	相馬市新沼字刈敷田二六一―一	福島市笹谷字三本松四―四	五 伊達郡国見町藤田字南四五―	石川郡玉川村大字北須釜字中ノ内一三一